



記者発表資料

令和7年2月14日(金)

日高市

上・下水道部 下水道課 業務担当

TEL042-989-2771

課長 鹿山 喜久治

担当者職・氏名 主幹・石森 昭博

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を改定します

人口減少や節水型機器の普及等により水需要が年々減少しており、今後も下水道使用料収入の減少が見込まれます。

一方、維持管理経費は物価高騰等の影響により年々増加傾向にあり、既設の施設も更新時期を迎えていることから、事業費の更なる増加が見込まれます。

今まで、包括的民間委託の導入や高麗処理分区の公共下水道接続等により経費削減に努めてきましたが、内部留保資金の減少により多額の一般会計繰入金で資金不足分を賄っていることや、下水道施設の耐震化を進めることなどの課題に対応しなければなりません。

将来にわたって下水道サービスを安定して提供するためには、独立採算制の原則や受益者負担の原則を踏まえつつ、着実に施設の改築・更新等を実施し、適切な維持管理を行う必要があります、そのための資金を蓄えなければなりません。

このため、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を改定し、経営基盤の強化を図るものです。

なお、令和6年6月27日に日高市上下水道事業運営審議会へ諮問し、慎重な審議を重ねた上で、同年12月12日に同審議会から答申を得ました。

内 容 別紙資料 23-1 のとおり

今後の予定 令和7年第1回（3月）定例会

条例（改正）案を提出

令和7年7月

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改正条例施行

令和7年9月

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

令和7年9月検針分より1回目の改定

令和8年2月

水道料金改正条例施行

（令和8年4月検針分より新料金）

令和9年4月

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

令和9年4月検針分より2回目の改定

別紙資料

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料改定内容

1. 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定案の内容

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、水道料金と併せて徴収することから、使用者の急激な負担増とならないよう、令和7年9月検針以後改定と令和9年4月検針以後改定の2段階改定としています。

また、水需要の現状を踏まえ、10立方メートルまでを基本料金としていた基本水量制を廃止します。

現行の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1使用月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
一般用	10立方メートルまで	1,221円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	154円	
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	181円50銭	
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	203円50銭	
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	236円50銭	
			100立方メートルを超 えるもの	264円	
			公衆浴場用	排除汚水量1立方メートルにつき	122円10銭

令和7年9月検針以後の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1使用月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)		
	金額		排除汚水量	金額	
一般用	550円		1立方メートルから 20立方メートルまで	132円	
			21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭	
			31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭	
			41立方メートルから 50立方メートルまで	264円	
			51立方メートル以上	297円	
			公衆浴場用	排除汚水量1立方メートルにつき	154円

令和9年4月検針以後の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1使用月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	金額	排除汚水量	金額
一般用	1,100円	1立方メートルから 20立方メートルまで	132円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭
		31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭
		41立方メートルから 50立方メートルまで	264円
		51立方メートル以上	297円
		公衆浴場用	排除汚水量1立方メートルにつき

2. 主な使用水量当たりの影響額等

令和7年9月検針以後改定 (1使用月当たりの使用料)

使用水量	現行使用料 (税込み)	1回目改定 使用料 (税込み)	増減額	増減率
1 m ³	1,221円	682円	△539円	△44.1%
5 m ³	1,221円	1,210円	△11円	△0.9%
10 m ³	1,221円	1,870円	649円	53.2%
20 m ³	2,761円	3,190円	429円	15.5%
30 m ³	4,576円	5,225円	649円	14.2%
40 m ³	6,611円	7,590円	979円	14.8%
50 m ³	8,646円	10,230円	1,584円	18.3%
100 m ³	20,471円	25,080円	4,609円	22.5%
500 m ³	126,071円	143,880円	17,809円	14.1%
1,000 m ³	258,071円	292,380円	34,309円	13.3%
5,000 m ³	1,314,071円	1,480,380円	166,309円	12.7%
10,000 m ³	2,634,071円	2,965,380円	331,309円	12.6%

令和9年4月検針以後改定 (1使用月当たりの使用料)

使用水量	1回目改定 使用料 (税込み)	2回目改定 使用料 (税込み)	増減額	増減率
1 m ³	682円	1,232円	550円	80.6%
5 m ³	1,210円	1,760円	550円	45.5%
10 m ³	1,870円	2,420円	550円	29.4%
20 m ³	3,190円	3,740円	550円	17.2%
30 m ³	5,225円	5,775円	550円	10.5%
40 m ³	7,590円	8,140円	550円	7.2%
50 m ³	10,230円	10,780円	550円	5.4%
100 m ³	25,080円	25,630円	550円	2.2%
500 m ³	143,880円	144,430円	550円	0.4%
1,000 m ³	292,380円	292,930円	550円	0.2%
5,000 m ³	1,480,380円	1,480,930円	550円	0.04%
10,000 m ³	2,965,380円	2,965,930円	550円	0.02%

3. 増収見込額（現行使用料試算額との比較）

年度	増収見込額	対前年度 増収見込額	平均改定率
令和7年度（9月検針改定）	約5,000万円	/	15%程度
令和8年度	約9,000万円		約4,000万円
令和9年度（4月検針改定）	約1億8,000万円	約9,000万円	15%程度

（注）平均改定率：令和7年度改定は現行使用料試算額と令和7年度改定後使用料試算額との比較により算出、令和9年度改定は令和7年度改定後使用料試算額と令和9年度改定後使用料試算額との比較により算出しています。

4. その他の改定案の内容

- (1) 使用月中途の公共下水道又は農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止に係る取り扱いの見直し

現行	改定（案）
使用月中途において使用者が公共下水道又は農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止したときは、 <u>その使用月の使用料は、1使用月として算定</u> しています。	日高市水道事業の取扱いにあわせ、使用月中途において使用者が公共下水道又は農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止した場合で、 <u>その月の使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額を適用</u> します。 なお、従量料金分については、使用水量に応じて使用料を算定します。

- (2) 井戸水使用世帯における認定水量の見直し

令和4年度及び5年度における家庭用の下水道及び農業集落排水施設の使用者の使用水量を検証した結果を踏まえ、井戸水使用世帯における認定水量を下記のとおり改定します。（日高市下水道条例施行規則の一部改定）

対象者	現行	改定（案）
井戸水のみ下水道及び農業集落排水施設の使用	世帯員1人につき 1使用月 <u>5</u> m ³	世帯員1人につき 1使用月 <u>7</u> m ³ (改定あり)
上水・井戸水併用下水道及び農業集落排水施設の使用	世帯員1人につき 1使用月 2.5 m ³	世帯員1人につき 1使用月 2.5 m ³ (変更なし)